

医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所に 係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所(以下「病床設置届出診療所」という。)として医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく新富山県医療計画(以下「医療計画」という。)に記載する手続等について必要な事項を定める。

(病床設置届出診療所の基準)

第2条 病床設置届出診療所として医療計画に記載する診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。

- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- (2) へき地に設置される診療所
- (3) 小児医療を担う診療所
- (4) 周産期医療を担う診療所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。

(事前協議)

第3条 前条第1項各号に定める診療所に一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者(以下「開設者等」という。)は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書(様式第1号)を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(医療計画への記載)

第4条 知事は、前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定した診療所の開設者から一般病床の設置又は増床の届出がされた後、速やかに、その名称、所在地等を医療計画に記載するものとする。

2 前項の医療計画への記載は、富山県厚生部医務課のホームページに掲載することにより行うものとする。

(診療所の運営変更)

第5条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、一般病床の設置又は増床の届出を行う前に第3条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

第6条 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

(指導)

第7条 知事は、第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所が本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかどうかを把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が決定された基準に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し病床を廃止するよう指導するものとする。

(医療計画からの削除)

第8条 知事は、次に掲げる場合には、富山県医療審議会の意見を聴かずに、病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の名称等を削除できるものとする。

(1) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所の開設者から記載削除の申出があったとき。

(2) 病床設置届出診療所として医療計画に記載された診療所が廃止されたとき。

2 知事は、前項の規定により医療計画からの削除を行ったときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	適合基準
第 2 条第 1 項第 1 号	在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っているか、又は基準適用後に届出を行うことを確約する診療所であること。
第 2 条第 1 項第 2 号	新潟県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。
第 2 条第 1 項第 3 号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 小児科又は小児外科を標榜すること。 2 小児の入院医療を行うこと。 3 社団法人日本小児科学会又は日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。
第 2 条第 1 項第 4 号	次のすべての条件を満たす診療所であること。 1 産科又は産婦人科を標榜すること。 2 分娩を取り扱うこと。 3 社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。
第 2 条第 1 項第 5 号	地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると新潟県医療審議会が認めた診療所であること。

別表第 2 (第 6 条関係)

区分	報告事項	報告書様式
第 2 条第 1 項第 1 号	東海北陸厚生局長あてに提出した直近の在宅療養支援診療所に係る報告書の写し	様式第 2 号
第 2 条第 1 項第 2 号	前年度の入院患者延数	
第 2 条第 1 項第 3 号	前年度の小児科に係る入院患者延数	
第 2 条第 1 項第 4 号	前年度の分娩取扱件数	
第 2 条第 1 項第 5 号	新潟県医療審議会において定める事項	

備考 前年度とは、第 6 条第 1 項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の 4 月 1 日から報告を行う日が属する年の 3 月 31 日までとする。